

審 議 票

R3.12.21

Ⅱ-1

審議項目	定義, 適用対象		
関係規定	現行条例		新法
	第2条		第2条, 第60条
移行パターン	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	・「電子計算機処理」など	・「個人情報」など	・「仮名加工情報」 「匿名加工情報」など
新条例への規定の可否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新法で統一された用語の定義については、独自の定義を定めることはできないと考えられる。 ・ 「条例要配慮個人情報」に関する記述等は規定できる（法第60条第5項）。 ・ 新条例の適用対象については、規定できるものと考えられる。 		

※ 関係規定は、別紙参照

項 目 論 点	1 定義の統一化	<ul style="list-style-type: none"> ① 現行条例にない用語（「個人識別符号」「仮名加工情報」「匿名加工情報」「個人関連情報」等）が定義されること。 ② 「個人情報」の定義が変わることによる影響等
	2 死者情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ① 「個人情報」に死者情報が含まれないことによる影響、対応等
	3 条例要配慮個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ① 新法の「要配慮個人情報」以外の個人情報で、本市独自に規定すべき「取扱いに特に配慮を要するもの」の有無等
	4 実施機関（適用対象）	<ul style="list-style-type: none"> ① 新条例の規定を適用すべき範囲 ② 出資法人の位置付け

考 え 方 (案)	<p><1について></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現行の取扱いも、特別の調査をしなければ照合できないようなものまでは「個人情報」に含めない考え方であり、「容易照合性」による実質的な影響はないと考えられる。 ② 法人等の記録に含まれる役員に関する情報が「個人情報」に含まれることになるが、当該役員に関する情報について、保有の制限等の個人情報の取扱いに係る規定が適用されることや、開示請求の対象になることで、特に留意すべきことはないと考えている。
	<p><2について></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 死者情報は、「個人情報」には含まれないことになるが、開示請求に対する不開示情報となる「個人に関する情報」に含まれていることも踏まえ、引き続き、適切に取り扱うことになる。 ② 死者情報の遺族等による開示請求は、現行も、当該死者情報が当該遺族等の個人情報でもあると認められる場合に限られる。各部署では、必要に応じ、開示請求手続以外の手法で遺族等に情報提供しており、新たな対応は特に必要ないとする。
	<p><3について></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現行条例のセンシティブ情報は新法の「要配慮個人情報」にほぼ包含されることや、取扱制限等については新条例に規定できないと考えられることから、「条例要配慮個人情報」に係る本市独自規定の実質的意義は低いともいえる。一方で、取扱いに配慮を要することを本市の姿勢として示すのであれば、LGBTやDV被害者に関する情報などについて独自に規定する意義はあると考えられる。
	<p><4について></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 可能な限り現行の各実施機関を新条例の対象とし、本市全体として統一的な取組ができるようにすべきではないか。（例えば、地方独立行政法人で民間部門の規律が適用される部分についても、他の実施機関と同様に個人情報管理責任者を置くことなどは可能と考えられる。） ② 市政とかかわりの深い業務を担う本市の出資法人においては、引き続き、本市に準じた適切な措置が講じられるべきと考えている。

主な意見

<2について>

- 「個人情報」の定義が変わることに直接起因するものではないが、死者情報の遺族からの請求への対応については、現行の各課による要綱等に基づく情報提供では、行政不服申立てができないことや市として統一的な運用が確保できないことなどもあり、「新たな対応は特に必要ない」と言えるものではない。
- （新たな個人情報保護条例に死者情報に関する規律を組み込むことは困難との見解に対して）死者情報は新法の規律対象外であるから、ニーズを踏まえる必要はあるが、例えば、遺族からの死者情報の開示請求についても、法律に反していなければ、新条例に独自に規定すること自体は自治立法権に照らせば可能ではないか。

<3について>

- 条例要配慮個人情報について、新条例に規定するか否か、何を規定するかについては、市としての姿勢を示すものであるなら、当審議会が積極的に意見する必要性は低い。ただし、要配慮個人情報の取扱いに関して何らかの内部手続を定めるのであれば（審議票Ⅱ-2 考え方（案）<4, 5, 6について>③参照）、条例要配慮個人情報についても、この点を考慮する必要がある。
- DVは新法の要配慮個人情報である犯罪被害と異なる要素もあり、取扱いに注意を要する情報である。新条例に条例要配慮個人情報を規定するのであれば、このようなことも配慮されたい。

<4について>

- 新条例の適用対象については、市長等と併せて、引き続き市会も実施機関に位置付けることが望ましい。

（考え方（案）の是非に関する意見の状況）

考え方（案）の<2について>②で「新たな対応は特に必要はない」としている点は留保すべきとの上記意見があったほかは、考え方（案）に対する異論はなかった。